

第七十四号議案

江戸川区立希望の家の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

平成二十九年十一月二十八日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立希望の家の指定管理者の指定について
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区立希望の家の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
江戸川区立希望の家	新宿区西新宿八丁目三番三 九号 STSビル内	社会福祉法人東京都知的障害者育 成会 理事長 佐々木 桃子	平成三十年四月一日から平成 三十五年三月三十一日まで

（説明）

平成三十年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日から江戸川区立希望の家の指定管理者を指定する必要があるもので、本案を提出いたします。